

四日市市病院管理規程第 8 号

市立四日市病院企業職員の初任給及び職務の級の分類基準等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 6 年 6 月 2 8 日

四日市市病院事業管理者職務代理者

四日市市病院事業副管理者 蜂須賀 丈博

市立四日市病院企業職員の初任給及び職務の級の分類基準等に関する規程の一部を改正する規程

市立四日市病院企業職員の初任給及び職務の級の分類基準等に関する規程（平成 1 7 年病院管理規程第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

改正後	
別表第 1（第 2 条関係）	
ア 級別職務分類表（医師及び歯科医師を除く。）	
職務の級	標準的な職務
（略）	
7 級	薬局長、薬局次長、看護部次長、中央放射線室長、中央検査室長、事務局の課長、政策推進監、同和行政推進監及び副参事の職務並びにこれに相当する職の職務
6 級	看護師長、臨床工学室長、リハビリテーション室長、診療情報管理室長、 <u>入退院支援センター長、地域連携・医療相談センター長</u> 、事務局の課長補佐、看護部付主幹及び課（室・局・センター）付主幹並びにこれに相当する職の職務
（略）	
イ 医師、歯科医師級別職務分類表	
職務の級	標準的な職務
9 級	副院長、診療部長、救命救急センター長、 <u>緩和ケアセンター長</u> 、 <u>周産期母子医療センター長</u> 、部長、医監及び困難な業務を分掌する副部長の職並びに管理者が指定する職の職務
（略）	

改正前

別表第1（第2条関係）

ア 級別職務分類表（医師及び歯科医師を除く。）

職務の級	標準的な職務
（略）	
7級	薬局長、薬局次長、看護部次長、中央放射線室長、中央検査室長、 <u>地域連携・医療相談センター副所長</u> 、事務局の課長、政策推進監、同和行政推進監及び副参事の職務並びにこれに相当する職の職務
6級	看護師長、臨床工学室長、リハビリテーション室長、診療情報管理室長、事務局の課長補佐、看護部付主幹及び課（室・局・センター）付主幹並びにこれに相当する職の職務
（略）	

イ 医師、歯科医師級別職務分類表

職務の級	標準的な職務
9級	副院長、診療部長、救命救急センター長、 <u>地域連携・医療相談センター長</u> 、 <u>周産期母子医療センター長</u> 、部長、医監及び困難な業務を分掌する副部長の職並びに管理者が指定する職の職務
（略）	

附 則

この規程は、令和6年7月1日から施行する。